

「福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（案）概要」に関する県民意見公募の実施結果

- 1 意見募集期間 令和6年7月22日(月)から令和6年8月19日(月)まで
- 2 意見の件数等 14名 52件
- 3 意見の内訳

項目	件数
1 制定の理由・背景	3件
2 規制対象	4件
3 主な屋外保管の基準	12件
4 事業の許可等（許可要件等）	12件
5 許可の基準	8件
6 現場責任者	3件
7 手数料	1件
8 既存事業者に対する経過措置	2件
9 その他	7件
合計	52件

福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（案）に対する意見等及び県の考え方

No.	条例（案）概要 該当箇所	意見等	県の考え方
1	I 制定の理由・ 背景	<p>環境面の規制のみでなく他の違法行為（脱税・盗品売買・家電リサイクル法違反等）についても目的とすべき。</p> <p>理由：屋外保管の適正化だけでは脱法行為をしている不正ヤードを規制できない。むしろ環境面を整えて許可を取り中で堂々と脱法行為を行う業者が発生する。</p>	<p>本条例では県民生活の安全の確保及び生活環境の保全に資することを目的としています。</p> <p>本条例の施行に関する調査で他法令違反の疑いがあれば所管する関係行政機関に対応を求めてまいります。</p>
2	I 制定の理由・ 背景	<p>SDGs が叫ばれている現在、特定再生資源物の再生資源化を目指すための理念がなく、現状の屋外保管を規制するだけの条例ではものたりない。</p> <p>理由：もっと再生資源化を進める道筋を示した条例としてほしい。</p>	<p>本条例では県民生活の安全の確保及び生活環境の保全に資することを目的としていますが、保管基準を遵守し、適正に事業が行われることで循環型社会の形成にも資すると考えております。</p>
3	I 制定の理由・ 背景	<p>「保管及び保管作業における騒音、振動の発生など、地域住民の生活環境の保全に支障が生じる場合がある」ので規制するというが、それらの規制法として騒音規制法、振動規制法があり、また、県には、福島県生活環境の保全に関する条例、および、振動防止対策指針等があるので、これらを理由に新たな規制をする必要はないと考える。</p>	<p>騒音規制法、振動規制法等の対象となる特定施設がない事業場に対してはこれまで規制がされていないことから、本条例により規制するものです。</p>
4	II 条例概要 1 規制対象 (1) 対象物（特定再生資源物）	<p>家電4品目・小型家電は、収集保管禁止とすべきである。</p> <p>理由：各リサイクル法に基づき認定事業者が登録されている。</p> <p>排出者は、本来家電では家電リサイクル券を有償購入するべき処、有価で買い転売している。又、特に金目のエアコン室外機が盗難され持ち込まれているケースもある。</p>	<p>家電4品目及び小型家電類は廃棄物処理法に規定する有害使用済機器として保管に係る規制を受けていることから、本条例では規制の対象外としております。</p> <p>なお、家電4品目は家電リサイクル法で、小型家電類は小型家電リサイクル法でそれぞれ回収に係る認定事業者を定めており、それらの認定を受けていない事業者による回収の疑いがあれば、関係行政機関に対応を求めてまいります。</p>

No.	条例（案）概要 該当箇所	意見等	県の考え方
5	II 条例概要 1 規制対象 (1) 対象物（特定再生資源物）	<p>プラスチック類も金属類と同様の保管基準とするのは、非常に難しいのではないかと。プラスチックは軽くてかさばるので、保管により広大な敷地の確保が必要になると思われる。</p> <p>「プラスチック資源循環促進法」にのっとり、再資源化を進めている企業への投資意欲を削ぐことにならないだろうか。</p> <p>ただでさえ、福島県内にはプラスチック処理に関するプラントが少ないのだから、今回の条例案がゴミ減量化を進めている福島県の施策にマイナスの影響を及ぼさないことを願う。</p>	<p>プラスチック類の保管基準については、御意見を参考に、他県の事例も踏まえながら施行規則で定めてまいります。</p> <p>その他いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきますとともに、1年間の経過措置期間における条例の施行状況を踏まえ、関係団体の皆様の御意見も伺いながら必要な検討をしてまいります。</p>
6	II 条例概要 1 規制対象 (1) 対象物（特定再生資源物）	<p>対象物（特定再生資源物）として、規制の対象としているのは、①金属又は金属混合物、②プラスチック又はプラスチック混合物の2種類であるが、屋外保管されているものは、そのほかにもある。</p> <p>木材、古紙、再生骨材などは、規制されないのか？</p> <p>理由：規制対象をなぜ2種類としたのかわからない。法の下での平等を考えれば、全業種の全品目の屋外保管を規制すべきと考える。製材所の木材の保管は荷崩れが危惧されるし、古紙の保管は火災の発生も危惧される。</p>	<p>特定再生資源物として本条例で定義した、「金属又は金属混合物、プラスチック又はプラスチック混合物」は、廃棄物処理法上の廃棄物に該当せず有価物として取引されるものがあり、取引に係る屋外保管の際に火災の他、騒音、振動、汚水等の発生など不適正な屋外保管の実態が確認された一方、個別法令による規制には限界があるため、本条例により規制するものです。</p> <p>一方、木材、古紙、再生骨材は、上記と比較すると屋外保管におけるリスクが低いことから本条例では規制の対象外としております。</p>

No.	条例（案）概要 該当箇所	意見等	県の考え方
7	II 条例概要 1 規制対象 (1) 対象物（特定再生資源物）	<p>再生利用を目的として回収された金属スクラップ等とあるが、それに手を加え加工したものは、対象外となるのか？一度手を加えたものは、この条例の規制から外れるのか？理由：再生利用をするには、いろいろな工程を経て最終的に新製品に、場合によっては使える中古品になっていくわけであるが、どの工程までのものを対象にしているかわからない。少しでも材料に再生利用品が含まれれば、規制の対象になるのか明確でない。分解、破碎、圧縮等の加工処理されたものも、対象としているが、再生利用を目的に回収されたものはどこまで行っても規制の対象物と考えているのか？例えば、製鉄所のヤードに破碎された金属が保管される場合も規制対象となるのか？そして、その再生利用を目的に回収された金属を溶成形してできたものも規制の対象となるのか？</p>	<p>本条例では、使用を終了し、収集された金属スクラップ等を特定再生資源物と定義しており、分解、破碎、圧縮等の処理がされた金属スクラップ等もこれに含まれます。</p> <p>規制の対象となるのは、特定再生資源物の取引を業として行うために屋外において特定再生資源物を保管する行為であり、製造業者が製品の原料とするために屋外において特定再生資源物を保管する行為は対象外としております。</p> <p>規制の対象となる屋外保管の行為については、申請の手引きなどで示してまいります。</p>
8	II 条例概要 4 主な屋外保管の基準	<p>(3) 保管する特定再生資源物の荷重が囲いに直接かかる場合には、囲いは構造耐力上安全であること。</p> <p>とあるが、保管するモノが鉄等の金属の場合の荷重は数十トン？を超えと思われ、囲いが倒れた場合の影響を考えると、囲いに荷重がかかる保管方法は敷地の境界では認めてほしくない。昨今のヤード問題もあるが囲いから中が見えなく、その囲いが安全かどうか不安が残る。地震や大雨での影響を考えると、現状大丈夫と思われても万が一の際に倒れては困る。</p> <p>以上です。</p>	<p>敷地境界の囲いに荷重が直接かかる場合の特定再生資源物の保管を認めないことは、過剰な規制になると考えております。</p> <p>なお、構造耐力上安全な囲いについては申請の手引きなどで示してまいります。</p>

No.	条例（案）概要 該当箇所	意見等	県の考え方
9	Ⅱ 条例概要 4 主な屋外保管 の基準	<p>囲いは構造耐力上安全であることとあるが、具体的な基準を設けてほしい。</p> <p>理由：具体的な判断基準がなければ、再度、費用をかけて囲いを設置し直さなければならないことも考えられる。</p>	<p>構造耐力上安全な囲いについては申請の手引きなどで示してまいります。</p>
10	Ⅱ 条例概要 4 主な屋外保管 の基準	<p>不浸透性の材料で覆うという表現はあいまいである</p> <p>理由：コンクリートの敷設に限定するべきである。敷鉄板の敷設等の他の手段は認めるべきではない。</p>	<p>保管する特定再生資源物によって汚水等の発生リスクが異なるため、不浸透性の材料については申請の手引きなどで示してまいります。</p>
11	Ⅱ 条例概要 4 主な屋外保管 の基準	<p>不浸透性の材料を具体的に示すべきである。</p> <p>理由：具体的な基準がなければ、判断に困るため。</p>	<p>不浸透性の材料については申請の手引きなどで示してまいります。</p>
12	Ⅱ 条例概要 4 主な屋外保管 の基準	<p>・油水分離槽の設置について</p> <p>理由：油水分離槽の基準を決めて設置を義務付けるべき</p>	<p>保管する特定再生資源物によって汚水等の発生リスクが異なるため、油水分離槽の設置の要否については申請の手引きなどで示してまいります。</p>
13	Ⅱ 条例概要 4 主な屋外保管 の基準	<p>油水分離槽の構造等の基準を設けるべきである。</p> <p>理由：具体的な基準がなければ、どのような油水分離槽にすればよいか判断に困るため。</p>	<p>油水分離槽の設置の要否については申請の手引きなどで示してまいります。</p>
14	Ⅱ 条例概要 4 主な屋外保管 の基準	<p>現存場所が指定地域に属さず国道・県道幹線道路上が多い。</p> <p>理由：田・畑・雑種地の特定地域で営業していなく地盤が悪く土間コンクリートを打たずに油混じりの雨水が周辺に流出するケースもある</p>	<p>油混じりの雨水が周辺に流出するおそれがある場合には、油水分離槽の設置等、流出防止対策を義務付けております。</p>

No.	条例（案）概要 該当箇所	意見等	県の考え方
15	II 条例概要 4 主な屋外保管の基準	<p>保管単位面積が1箇所当たり200平方メートル以下とあるが、狭すぎるので再度検討すべきである。</p> <p>そもそも保管単位面積200平方メートルでは、高さ5mまで保管できない。</p> <p>理由：現状、200平方メートル以上で保管し、生活環境に全く影響を与えていない業者もいるため。</p> <p>また、再生資源物は品物によっては積み上げても安定し、荷崩れ、崩落等の危険が無いものが多く存在するため、敷地外への飛散や漏洩のリスクは低い。</p>	<p>御意見を参考に、他県の事例や現場の状況も踏まえながら施行規則で保管基準を定めてまいります。</p>
16	II 条例概要 4 主な屋外保管の基準	<p>概要で提示されている保管基準が現状と合わない。現状を調査し設定すべき。</p> <p>理由：鉄くずなどの再生資源物は土砂等盛土とは形状・性状が異なるので適した基準が必要。</p>	<p>御意見を参考に、他県の事例や現場の状況も踏まえながら施行規則で保管基準を定めてまいります。</p>
17	II 条例概要 4 主な屋外保管の基準	<p>別紙2の概要の制定の理由に火災や高積みに伴う崩落の危険性を示しているが、これを回避するために制定するのであれば、屋外に限らず屋内での規制もすべきと考える。</p> <p>理由：火災の発生や、作業員の安全を考えるのであれば、屋外の保管に限ったものではない。屋内の保管についても同様の措置が必要ではないかと思う。屋内保管については他の条例があるのであれば、示してほしい。</p>	<p>本条例では県民生活の安全の確保及び生活環境の保全を図ることを目的としており、屋内での保管行為は周辺環境への影響が少ないため、規制の対象外としております。</p>
18	II 条例概要 4 主な屋外保管の基準	<p>屋外保管の基準について、単に産廃の保管基準を適用しているだけ</p> <p>理由：産廃の保管基準がベストではないと思う。有価物に対しては別途考える余地はないのか。</p>	<p>特定再生資源物の保管には廃棄物と同様に崩落・火災等のリスクがあるため、他県の事例や現場の状況も踏まえながら施行規則で保管基準を定めてまいります。</p>

No.	条例（案）概要 該当箇所	意見等	県の考え方
19	II 条例概要 4 主な屋外保管 の基準	<p>本条例は廃棄物処理法の間処理施設の許可に準じた内容と思われる。</p> <p>理由：現状の問題はある程度認識しているが、有価物に対してここまで厳しく規制する必要はないと思う。他の法律、条例をより厳格に適用すれば、現状を改善できるのではないかと思う。</p>	<p>特定再生資源物は法令での規制対象外であるため、本条例により規制するものです。</p> <p>なお、他県の事例や現場の状況も踏まえながら施行規則で保管基準を定めてまいります。</p>
20	II 条例概要 5 事業の許可等 （許可要件等） （1）事業の許可	<p>許可制で取締まるのではなく、届出制にして、現場の立入調査をして生活環境保全の指導ができるようすべきである。</p> <p>理由：規制で業者を雁字搦めにするのではなく、立入調査をすれば、不適正なヤード業者は環境面だけでなく様々な法律に抵触しているのでわかるため。</p>	<p>繰り返しの指導や命令に従わない事業者には、許可取消等の厳しい対応ができるよう届出制ではなく許可制としております。</p>
21	II 条例概要 5 事業の許可等 （許可要件等） （1）事業の許可	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積で規制せず、保管場所の面積を基準にするべき 理由：敷地面積で規制するのは厳しすぎる ・保管の高さは塀の高さの塀の上端-50cm だけでよい 理由：再生資源物の崩落による事故等は起こりえないので外部に飛散漏洩しないようにそれぞれの塀の高さの範囲内で保管すれば問題ない 	<p>保管場所以外の場所も対象とするのは、特定再生資源物の保管量の変動（購入・売却等の変動）により保管面積が大幅に増減する可能性が高いことから、敷地面積での規制（許可要不要）としました。</p> <p>屋外保管事業場に該当する部分については、申請の手引きなどで示してまいります。</p> <p>なお、敷地面積 100m² 以下の屋外保管事業場であっても保管基準の一部を除き適用し、規制することとしております。</p> <p>また、保管の高さについては、他県の事例や現場の状況も踏まえながら施行規則で定めてまいります。</p>

No.	条例（案）概要 該当箇所	意見等	県の考え方
22	II 条例概要 5 事業の許可等 （許可要件等） （1）事業の許可	<p>特定再生資源物を広い敷地の一画で保管する場合も対象となるので、敷地面積を対象とするのではなく、保管場所の面積を対象とすべきである。</p> <p>理由：敷地面積で規制するは厳しすぎるため。</p>	<p>保管場所以外の場所も対象とするのは、特定再生資源物の保管量の変動（購入・売却等の変動）により保管面積が大幅に増減する可能性が高いことから、敷地面積での規制（許可要不要）としました。</p> <p>屋外保管事業場に該当する部分については、申請の手引きなどで示してまいります。</p> <p>なお、敷地面積 100m²以下の屋外保管事業場であっても保管基準の一部を除き適用し、規制することとしております。</p>
23	II 条例概要 5 事業の許可等 （許可要件等） （1）事業の許可	<p>長年にわたり営業を続けてきた事業者はそれなりに地域及び地域住民との折り合いを付けてきた。多少設置基準に合致していなくても、その地域で5年以上営業してきたものは自動的に許可業者とみなしてもよいのではないかと史料いたします。</p>	<p>既存の事業者については、条例施行後1年以内に届出をすれば許可を取得したものとみなす経過措置を設けています。</p> <p>その場合、新規事業者とは異なり周辺住民への周知や使用前検査については要しませんが、公平性の観点から保管基準の適合性については差を設けておりません。</p>
24	II 条例概要 5 事業の許可等 （許可要件等） （1）事業の許可	<p>福島県再生資源商工組合、福島県再生資源協同組合連合会、鉄リサイクル工業会の組合員・会員の除外</p> <p>理由：上記団体の組合員・会員はその団体の規約に沿って永年にわたり地域においてトラブルなく営業しており、違法行為を行えば業界の自浄作用により排除される。</p>	<p>公平性の観点から、特定の団体に所属していることを根拠に、条例の適用除外とする規定は設けておりません。</p>

No.	条例（案）概要 該当箇所	意見等	県の考え方
25	II 条例概要 5 事業の許可等 （許可要件等） （1）事業の許可	対象者で産業廃棄物処理業者や自動車リサイクル法の解体破砕業者等は対象外とし届出も不要にするべき 理由：既に各法律下で許可を得て営業しており、さらに条例を適用する必要はない。他県の条例でも対象外である	廃棄物処理法で定める廃棄物処分業、積替え保管を伴う廃棄物収集運搬業の許可を受けた者、自動車リサイクル法の解体業、破砕業の許可を受けた者等で、当該許可等に係る事業場において屋外保管を行おうとする者については本条例の適用除外とする方針です（具体的には施行規則で定めてまいります）。
26	II 条例概要 5 事業の許可等 （許可要件等） （1）事業の許可	この条例の趣旨は、県民生活の安全の確保及び生活環境の保全を図ることであるから、廃棄物処理法や自動車リサイクル法の許可業者等は生活環境保全上適切に扱えると考えられるので、条例の規制対象から外すべきである。 理由：廃棄物処理法改正であった有害使用済機器の取扱いと同じようにするべきである。 上記の許可業者は、法令に基づき環境保全上の措置が講じられ、環境汚染のおそれ等がないと考えられるため。	廃棄物処理法で定める廃棄物処分業、積替え保管を伴う廃棄物収集運搬業の許可を受けた者、自動車リサイクル法の解体業、破砕業の許可を受けた者等で、当該許可等に係る事業場において屋外保管を行おうとする者については本条例の適用除外とする方針です（具体的には施行規則で定めてまいります）。
27	II 条例概要 5 事業の許可等 （許可要件等） （1）事業の許可	対象物が同じ物で、発生元や保管者によって適用除外になる事。 理由：行為者（対象者）によって解釈が変化すること自体、破綻しているから。	関係法令の許可等を取得している者、国及び地方公共団体などは、特定再生資源物を適正に保管することが期待される者であることから、適用除外の対象者としています。
28	II 条例概要 5 事業の許可等 （許可要件等） （1）事業の許可	・国、自治体等の野外保管の条例適用除外は、国、自治体等、または港湾施設を使用した野外保管の条例適用除外とすべきである。 理由：港湾法第2条第5項目8号に規定する保管施設において野外保管を行っているから。	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第八号に規定する保管施設において屋外保管を行う場合は適用除外としております。

No.	条例（案）概要 該当箇所	意見等	県の考え方
29	II 条例概要 5 事業の許可等 （許可要件等） （1）事業の許可	<p>・国、自治体等の野外保管の条例適用除外は、自治体等の中に港湾施設を使用した野外保管を含めるべきである。</p> <p>理由：同上</p>	<p>港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第八号に規定する保管施設において屋外保管を行う場合は適用除外としております。</p>
30	II 条例概要 5 事業の許可等 （許可要件等） （3）住民等への周知	<p>周辺住民等に対し周知しなければならないは、周知しなくてもよい。</p> <p>理由：既存の企業で長年営業しているから。</p>	<p>周辺住民への周知は、条例施行後に新たに屋外保管事業場の設置許可を申請しようとする者の義務としますが、条例施行前に既に設置している事業者には義務付けておりません。</p>
31	II 条例概要 5 事業の許可等 （許可要件等） （3）住民等への周知	<p>住民説明会等により周辺住民への周知義務を課しているが、そこまでする必要があるのか甚だ疑問。</p> <p>理由：この条例は、廃棄物処理法や県の廃棄物条例をベースに規定しているようだが、住民説明会に関して、県の廃棄物条例には規定されておらず、県の廃棄物の要綱に示されていると思う。なぜ、廃棄物条例に規定されていないものを、この条例の条文に盛り込むのか疑問である。また、廃棄物の積保の許可要件にはないと思う。住民説明会を行うということは、住民の反対を誘発、誘導しているように思われ、仕事の自由を制限するものではないか。</p>	<p>住民への説明を行うことにより円滑な事業場の運営にも繋がると考えられるため設けております。</p>

No.	条例（案）概要 該当箇所	意見等	県の考え方
32	II 条例概要 6 許可の基準	<p>許可要件として「資格証明」を入れていただきたい。</p> <p>この事業に従事する者は責任の所在を明確にする必要があります。</p> <p>日本人の場合は戸籍証明などで身分と職責を証明できます。申請者がどのような資格で日本において事業を遂行しているのか、明確にしておく必要があると思います。</p> <p>よって在日外国人が許可申請をする場合には本人の滞留証明、資格証明を提示させるべきであると思料する次第です。</p>	<p>住民票の提出を求め、申請者が許可基準に適合しているか確認いたします。</p> <p>なお、他法令違反の疑いがあれば、関係行政機関に対応を求めてまいります。</p>
33	II 条例概要 6 許可の基準	<p>事前許可に際して申請者の「納税証明書」の添付を義務付けていただきたい。</p> <p>通常の事業者はしかるべく納税義務を果たしている。</p> <p>許可申請に際しては日本国民と同様、在日外国人が納税義務を果たしているか否か、許可要件の対象にしていきたい。</p> <p>また許可後も定期的に納税証明書の提示を義務付けるべきと思料する次第です。</p>	<p>申請書類に添付が必要な書類の詳細については、施行規則で定めてまいります。</p> <p>なお、他法令違反の疑いがあれば、関係行政機関に対応を求めてまいります。</p>
34	II 条例概要 6 許可の基準	<p>名義貸しを禁止していただきたい。</p> <p>許可申請に際して他人名義を使ったり、日本人の名義を借りたりするケースが見られます。許可申請に際しては他人の名義を使わないように名義貸しを禁止していただきたい。</p> <p>違反した場合は借りた方も貸した方も厳罰に処していただきたい。</p>	<p>本条例で定める規定に違反して、許可に係る屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けた場合は、行政処分や罰則が適用される場合があります。</p> <p>また、本条例の規定に違反する行為により名義貸し等を要求等した場合には、行政処分を受ける場合があります。</p>
35	II 条例概要 6 許可の基準	<p>日本在留資格持っているかの有無を確認すべき</p> <p>理由：不適正な事業者は外国人が多いため</p>	<p>住民票の提出を求め、申請者が許可基準に適合しているか確認いたします。</p> <p>なお、他法令違反の疑いがあれば、関係行政機関に対応を求めてまいります。</p>

No.	条例（案）概要 該当箇所	意見等	県の考え方
36	II 条例概要 6 許可の基準	<p>法律を遵守している既存の優良業者は規制対象から外し、不適正な業者のみを排除できるようにしてもらいたい。</p> <p>理由：優良業者は既に生活環境の保全を図っているため。</p>	<p>県民生活の安全の確保や生活環境の保全を図るため保管基準を定めるものであり、基準を遵守しない事業者は指導してまいります。</p> <p>なお、既存の事業者については、条例施行後1年以内に届出をすれば許可を取得したものとみなす経過措置を設けています。</p>
37	II 条例概要 6 許可の基準	<p>日本在留資格の有無や、納税の義務を果たしているか、日本語が堪能であること等も追加すべきである。</p> <p>理由：現在「不適正な処理や保管」を行っている事業者は外国人が多いため。</p>	<p>住民票の提出を求め、申請者が許可基準に適合しているか確認いたします。</p> <p>なお、他法令違反の疑いがあれば、関係行政機関に対応を求めてまいります。</p> <p>また、申請者等が日本語が分からない場合も想定して対応してまいります。</p>
38	II 条例概要 6 許可の基準	<p>土地の売買又は賃借について 事業者が事業を行う場合、使用する土地が必要となります。 事業者が不明確な場合、土地を売買したりしないよう義務付けていただきたい。</p> <p>また土地を貸す場合も事業者が不明な場合は貸さないように土地の所有者に義務付けていただきたい。違反した場合には厳罰をもって処していただきたい。</p>	<p>土地の売買行為は商取引であることから、本条例では規制しておりません。</p> <p>なお、土地の所有者の責務として、屋外保管事業場として使用する目的で土地を譲渡又は土地を使用させようとするときは、当該屋外保管事業場の設置が県民生活の安全の確保及び生活環境の保全上の支障がないものであることを確認するよう努めなければならない旨の規定を設けております。</p>

No.	条例（案）概要 該当箇所	意見等	県の考え方
39	Ⅱ 条例概要 6 許可の基準	<p>・農地で農地転用せずに業を営んでいる業者や納税実績がない業者には許可を与えるべきではない</p> <p>理由：既存の業者のほとんどは宅地か工業地域等で営業している。農地転用しないで営業するのは違法である。また納税証明の添付を許可の条件にするべき</p>	他法令違反の疑いがあれば、関係行政機関に対応を求めてまいります。
40	Ⅱ 条例概要 8 現場責任者	<p>日本語が話せない現場責任者を配置するケースが多いのが現状です。</p> <p>取り締まりに行っても日本語が話せないということで見過ごされる場合が多い。</p> <p>現場責任者には日本語が話せるものを配置するようにはしていただきたい。</p>	申請者等が日本語が分からない場合も想定して対応してまいります。
41	Ⅱ 条例概要 8 現場責任者	<p>現場責任者は日本語ができる人に限定すべき</p> <p>理由：外国の事業者に対して言葉の壁で意思疎通ができず、指導勧告の効力が失われるようなことはあってはならない</p>	申請者等が日本語が分からない場合も想定して対応してまいります。
42	Ⅱ 条例概要 8 現場責任者	<p>国内在住で住所居住実態及び、日本国籍者であるものに限る。</p> <p>理由：この条例の目的を達成できないから。</p> <p>責任者を確定するため。</p>	国籍等を問わず、本条例では県民生活の安全の確保及び生活環境の保全に資することを目的としており、事業者が条例の規制等を遵守していただけるよう指導等してまいります。
43	Ⅱ 条例概要 10 手数料	<p>手数料について</p> <p>理由：新たに許可手数料を事業者が負担することになる。他の業種との整合性はあるのか。基本的には県には事業税を納付している。</p>	手数料は、許可申請の審査事務に必要な費用として設けているものです。

No.	条例（案）概要 該当箇所	意見等	県の考え方
44	Ⅱ 条例概要 13 既存事業者 に対する経過措置	<p>既存事業者に対する経過措置の更なる緩和措置を講じてほしい。</p> <p>理由：再生資源卸売業者の中には、資金繰りの厳しい事業者もあり、設備投資に伴う資金を調達できる時間を確保するため、施行日から1年以内の届出期間の更なる緩和を講じてほしい。</p> <p>また、住民等への周知において、再生資源の保管場所設置後にその近隣が住宅地になった場合が多く、住民等へ理解が難しいため。</p>	<p>経過措置期間は1年以内としておりますが、条例施行後の状況を踏まえ、必要な検討をしております。</p> <p>なお、既存事業者が届出する場合、周辺住民等への事業の周知は義務付けておりません。</p>
45	Ⅱ 条例概要 13 既存事業者 に対する経過措置	<p>猶予期間が短いので、長くすべきである。</p> <p>理由：大きな改修が必要な場合、予算と期間が足りないため。</p>	<p>経過措置期間は1年以内としておりますが、条例施行後の状況を踏まえ、必要な検討をしております。</p>
46	その他	<p>記録の作成は不要である。</p> <p>理由：多くの事業者は産廃等のマニフェストの発行管理で記録しており。古物でない有価物にまで記録をさせるのは事務の負担が大きくなるだけである</p>	<p>本条例で対象とする特定再生資源物は産業廃棄物でないためマニフェストが発行されません。そのため取引の実態が不明確とならないよう、記録の作成を求めています。</p>
47	その他	<p>記録の作成とは、どのようなものを想定しているのか。</p> <p>理由：多くの業者は産業廃棄物も取り扱っており、マニフェストや帳簿の管理に加えて、記録の作成をするのは事務作業の煩雑さが増すだけである。</p>	<p>特定再生資源物の受入年月日、受入量、受入元情報、搬出年月日、搬出量等を想定しておりますが、具体的には施行規則で定めてまいります。</p> <p>なお、本条例で対象とする特定再生資源物は産業廃棄物ではないためマニフェストが発行されません。</p>
48	その他	<p>立入検査について、県の担当者が立入検査をすると思うが、人員配置はできるのか</p> <p>理由：産廃の立入調査と合わせて、この条例に基づく立入検査にあたる職員の確保ができるのか？他の業種との不公平感がないように配置してほしい。</p>	<p>条例の施行に当たり適切な人員配置となるよう努めてまいります。</p>

No.	条例（案）概要 該当箇所	意見等	県の考え方
49	その他	<p>条例案に基づく保管場所整備においては、財政的支援措置（補助金や低利融資）を講じてほしい。（うつくしまりサイクル施設等整備費補助金の活用など）</p> <p>理由：再生資源卸売業者は従業員 5 人以下の小規模事業者が多く、設備投資資金を調達できず廃業の増加が予想される。廃業により保管されていた再生資源物の放置がなされた場合、環境被害が発生する可能性があるため。</p>	<p>現時点では財政的支援措置は難しいと考えておりますが、条例施行後の状況を踏まえ、支援が必要な場合には、その在り方について、今後、検討してまいります。</p> <p>なお、特定再生資源物が放置された場合、廃棄物該当性を判断の上、廃棄物処理法に基づき対応してまいります。</p>

No.	条例（案）概要 該当箇所	意見等	県の考え方
50	その他	<p>・この条例（案）を見て不安と驚きを感じています。 なぜこのような条例を作ろうとしているのか？ 問題となっているのは“新規ヤードを設置する業者”、“ルールを無視した外国人ヤード”や“一部の事業者の行為”ではないのでしょうか。</p> <p>この条例（案）に対応するには多額の資金が必要となり小規模な事業者はこの物価高の中での設備投資は厳しく事業の継続が大変困難になってしまいます。</p> <p>長年地域密着で代々何十年と真面目に頑張っている者の仕事奪い路頭に迷わせる行為です。</p> <p>このような条例を作るのではなく、組合との話し合いの場等を設け問題のある業者を把握し指導できるような体制、仕組みを作っていく方向で考えていただきたい。</p> <p>8月8日の説明会に参加させていただきました。</p> <p>●●●の言われていた関東の右ならえではなく福島県の事情に合わせて『規制をきつくするのではなく届出制にし、立ち入りできるようにすれば不適正なヤードもすぐわかるのではないのでしょうか？』に賛成です。</p> <p>当社は●●● “創業●●年、設立●●年” 現在一人社長です。 扱う量も少なく品物の保管や作業も問題ないよう行っています。 日本再生資源事業協同組合連合会の再生資源回収事業者認定証を所持しています。</p> <p>地元の組合にも所属して行政の仕事にも関わっています。</p>	<p>本条例では、屋外に保管された特定再生資源物の崩落、火災等の事故の防止及び騒音等の発生の防止等を図り、県民生活の安全の確保及び生活環境の保全に資することを目的としています。</p> <p>また、繰り返しの指導や命令に従わない事業者には、許可取消等の厳しい対応ができるよう届出制ではなく許可制としております。</p> <p>その他いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきますとともに、1年間の経過措置期間における条例の施行状況を踏まえ、関係団体の皆様の御意見も伺いながら必要な検討をしてまいります。</p>

	<p>当社のような、再生資源商工組合メンバーは他にも沢山いると思います。</p> <p>このような条例ができてしまったら対応できるでしょうか？</p> <p>長年、真面目に頑張ってきた家業を取り上げるようなことはしないでほしい。</p> <p>高校生の息子は跡継ぎを希望しています。</p> <p>息子を不安にさせないでいただきたい。</p>	
--	---	--

No.	条例（案）概要 該当箇所	意見等	県の考え方
51	その他	<p>「特定再生資源物の屋外保管の適正化」ではなく、「特定再生資源物の取扱いヤード運営の適正化」ではないか</p> <p>理由：そもそも「特定再生資源物」に何が該当するのか、それらが今までどのような管理をされて、どのように取り扱われてきたのかをまず知る必要があると考える。※1</p> <p>※1：条例の名称について</p> <p>問題になっているのは不適切なヤード運営を行っている一部のヤード業者の存在である。彼らは日本国の法令や慣例を無視する形で環境負荷や地域環境を考えずに己らの利だけを求めて活動している。</p> <p>彼らのヤードの多くが利便性の高い道路に面した土地にヤードを構え、交通量の多い道路の近くで、重機を動かしたり金属スクラップを山積みしたりしている。従事している者も外国籍の者が多く、これらも周辺住民に対し不安感を与えている。彼らが進出してくる以前はこのような問題は生じておらず、今回の条例制定の理由・背景の多くが上記の理由により生じている事である。</p> <p>今回の問題点は大きく2点あると考えられ、その対策方法は以下の通りと思われる。1点目は現在福島県内に進出が続いている不適切なヤードの新規開設をストップさせること。こちらは時間的にすぐに対応することが求められる。2点目は現在営業している対象事業場の運営状況を適切な状態で管理していくこと。こちらは少し時間をかけて、日常の金属資源リサイクルと廃棄物処理に支障が出ないように進めていくことが重要であると考える。</p> <p>1点目の解決策として「許可制」ではなく「届出制」にしてはどうか。届出書には以下のような書類を添付させ、日本国内で活動するため</p>	<p>本条例では、屋外に保管された特定再生資源物の崩落、火災等の事故の防止及び騒音等の発生の防止等を図り、県民生活の安全の確保及び生活環境の保全に資することを目的としています。</p> <p>また、繰り返しの指導や命令に従わない事業者には、許可取消等の厳しい対応ができるよう届出制ではなく許可制としております。</p> <p>条例に定めのない添付書類については検討の上、施行規則等で示してまいります。</p> <p>なお、金属スクラップ等の保管の現状について、引き続き現場の状況等を調査しながら、施行規則等を作成してまいります。</p> <p>その他いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきますとともに、1年間の経過措置期間における条例の施行状況を踏まえ、関係団体の皆様の御意見も伺いながら必要な検討をしてまいります。</p>

		<p>の最低限の条件をクリアしている証明を提示させるべきである。また、提出期限は3か月以内とし、スピード感を感じれる内容とすることが望ましい。届出書を提出しない事業場には立入調査を行い、事業場の退去を命ずることが望ましい。</p> <p>特に金属盗難にあった金属スクラップが不適正ヤードに搬入されているケースが多く、犯罪の温床になっている報告が多く上がっている。</p> <p>添付書類例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画の概要を記した書類 ・ 事業の用に供する施設・車両に関する書類 ・ 事業の用に供する土地の所有権（使用権原）を証する書類 ・ 事業者の登記事項証明書 ・ 代表者・役員及び管理者の住民票及び登記事項証明書 ・ 納税証明書 ・ 過去3年間の決算報告書 <p>などなど</p> <p>2点目は・・・</p> <p>担当される県職員の皆様に金属スクラップがどのような物で、どのような管理がされているのかを一度しっかりと知ってもらいたい。</p> <p>現状は廃棄物と違い、再資源化されるから、リサイクルされるからときちんと調査・把握をしてこなかった結果であると思う。</p> <p>現在では国も経産省と環境省が我々のような業界団体と一緒にやり適切な運営に向けて問題点の洗い出しと解決に向けての協議を行っている</p>	
--	--	---	--

No.	条例（案）概要 該当箇所	意見等	県の考え方
52	その他	<p>町村会からの要望があったから、条例を立案したということですが、県民に対して、どのような生活上の安全が脅かされているのか、規制対象となる事業者具体的な内容の説明がないまま、来年の4月1日施行ありきで進めている為、許可制がよいのか、届出制がよいのか、そもそも条例立案をしなくてよいのではないのかという協議の過程が抜け落ちていて大きな疑問があり反対であると申し上げます。</p> <p>県は、県民の生活上の安全を保全することは義務であります。既存の業者に対する丁寧な説明をおろそかにする行為は、条例立案の平等性に欠ける行為となり、行政権の逸脱又は、行政権の濫用と取られても仕方のない事と思えます。</p> <p>既存の良識ある業者は、環境整備を否定するものではございません。完全ではないにしても、今回の条例（案）概要に書かれている様な、例えば敷地からの場外への油の流出、火災の発生等には十分注意をし、県民の生活上の安全に努め、良識のある行動をとっております。</p> <p>しかしながら、問題は良識に欠ける事業者であります。そのほとんどが外国籍の業者と認識しております。既に環境規制だけではなく、各種税法、労働関係法、建築基準法、計量法などの違反脱法行為が横行しております。その脱法行為を手法とし、違法に集めた資金で、既存の日本国籍業者の事業や生活の基盤を脅かしております。社会的にモラルの欠いた行為は、金属盗難品の買取り拠点として大きな問題になっております。その都度、関係当局に取り締まりの要請を申し出ますが、一向に進まない取り締まりに良識のある日本国籍の既存の業者は諦めすら感じています。</p> <p>そもそも外国籍の業者方に良識を求める事が間違っているとも言え</p>	<p>本条例では、屋外に保管された特定再生資源物の崩落、火災等の事故の防止及び騒音等の発生の防止等を図り、県民生活の安全の確保及び生活環境の保全に資することを目的としています。</p> <p>また、繰り返しの指導や命令に従わない事業者には、許可取消等の厳しい対応ができるよう届出制ではなく許可制としております。</p> <p>なお、悪質事業者等への対応につきましては、立入検査時に関係機関の職員を同行できる規定を設けております。</p> <p>さらに、他法令違反の疑いがあれば、関係行政機関に対応を求めてまいります。</p> <p>その他いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきますとともに、1年間の経過措置期間における条例の施行状況を踏まえ、関係団体の皆様の御意見も伺いながら必要な検討をしてまいります。</p>

	<p>ますが、今回の条例立案について、人手不足、物価の高騰、作業従事者の平均年齢の高齢化、2024 年物流問題等、問題が山積しており、良識のある中小零細の事業者にとっては環境規制をクリアするには困難極まりないタイミングとなっております。</p> <p>また、関東圏は、再生資源物の発生量、事業者数が多く、福島県とは、事業所に対する苦情、公害、または作業効率、事業収益は、内容数量共に比較になりません。福島県は小規模の事業者が多い為、条例で規制をすることは、慎重に検討しなければいけないと思います。</p> <p>その上で自然的環境規制と同時に社会的環境規制も行わなければならないと思います。自然的環境規制は、いわゆる公害に対する規制や配慮ですが、福島県内の小規模な規制対象となる事業所数の多さからみれば、許可制なのか届出制なのかは、議論をしなければならないと思います。</p> <p>また、社会的環境規制でいえば、経済や地域に対して、増え続けている金属盗難に関する問題。千葉県の特定期金属類取扱業規制（令和7年1月1日施行）や、栃木県でも検討されているようですが、一般の人から見れば、事業所の外観からは適正な事業所なのか、不正（金属盗難品扱い）行為を行う事業所なのかは、見分けがつかず真面目に事業を行っている適正な事業所が不正行為を行う事業所として見られかねない事態となっている。金属盗難の被害から県民の生活上の安全の保全、社会秩序や治安の悪化を防ぐためにも、不正ヤードの違法に得た資金源を断つ早急な規制の検討を求めます。</p> <p>解決方法の一つとして、神奈川県綾瀬市が選択をした、立ち入り権のある金属保管条例の届出制と、千葉県の特定期金属類取扱業規制（令和7年1月1日施行）の同時施行を執行すれば、良識のない事業所は姿を消し、良識のある事業所だけが残ると考えます。</p>	
--	--	--

	<p>日本国の文化や歴史を知らない者に、むやみやたらと当業界の関係する許認可申請や届け出をさせないことが必要で、最低限の規制として日本国籍取得後の規定年数を経過した者等の規制は有って然るべきと考えます。何人たりとも、法の下に平等でなければなりません、この国、日本では、日本人としての良識を求められて当然と考えております。</p> <p>警視庁によると、今年、全国の太陽光発電施設で送電用のケーブルが盗まれる被害は、6月までに4161件となっています。実にその盗難の9割が関東圏で発生しております。</p> <p>万が一にも、福島県が、これらの金属窃盗グループに、環境規制の基準をクリアしたからといって、許可証のお墨付きを与えれば、堂々と各種法令を違反する行為を黙認したことになる事を、付け加え意見と致します。</p>	
--	--	--